

総務環境委員会記録

[第1日目]

1 日 時 令和8年3月12日(木曜日)
開 会 午前11時18分
散 会 午前11時50分

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員 10人
委員長 金谷幸則
副委員長 村石篤
委 員 舎川智也
// 尾上一彦
// 松井桂将
// 村上和久
// 金厚有豊
// 高田重信
// 赤星ゆかり
// 柞山数男

4 欠席委員 0人

5 説明のために出席した者

【企画管理部】

部長	清水 裕樹
法務統括監	福島 武司
理事（ガラス美術館長）	土田 ルリ子
部次長	高橋 洋
部次長（行政改革・公共施設再編・人事管理担当）	森川 知俊
情報企画監	小倉 康男
参事（企画調整課長）	山口 雅之
行政経営課長	東福 光晴
文書法務課長	柳瀬 貴嗣
職員課長	山口 敬
広報課長	中田 至彦
情報システム課長	中川 哲也
文化国際課長	水原 秀樹
スマートシティ推進課長	堀 友彰
ガラス美術館次長	石黒 隆司
婦中ふれあい館長	原城 禄充
企画調整課主幹（調整担当）	有馬 俊輔

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課議事係長	土方 智樹
議事調査課主任	北森 俊成

7 会議の概要

委員長 令和8年3月定例会の総務環境委員会を開会いたします。

審査に先立ち、委員会記録の署名委員に、村上委員、金厚委員を指名いたします。

なお、ただいま指名いたしました署名委員が欠席の場合は、当日出席の年長委員にお願いいたします。

これより、総務環境委員会企画管理部所管分の議案の審査を行います。

議案第88号 富山市民プラザホールの指定管理者の指定の件、

議案第89号 富山市舞台芸術パークの指定管理者の指定の件、

議案第90号 富山能楽堂の指定管理者の指定の件、

議案第91号 富山ガラス工房の指定管理者の指定の件、

諮問第1号から諮問第4号までの審査請求に関する諮問について、

以上8件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

文化国際課長 「議案第88号について、
議案第89号について、
議案第90号について、
議案第91号について、
議案書により説明」

文書法務課長 「諮問第1号について、
諮問第2号について、
諮問第3号について、
諮問第4号について、
議案説明資料により説明」

委員長 これより、質疑に入ります。

まず、議案第88号から議案第91号までについて、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

- 委員長 次に、諮問第1号から諮問第4号までについて、質疑はありませんか。
- 村上委員 議員が何も言わないというのは市民の方に誠に申し訳ない気がしますので、あえて言いますけれども、いずれの判断の理由にも職員の認識が不十分であったとありますが、職員には何か処分されたのですか。
- 職員課長 請求漏れのあった期間に婦中ふれあい館長を務めていた職員全員に対して、指導監督上の措置として口頭嚴重注意をしております。
- 村上委員 今後はこのようなことがないように、知識不足だという言い訳をせず、市民に対してしっかりと説明していただきたいという旨を伝えるべきだと思います。
- 舍川委員 本件について棄却の判断をされたことは私としては賛成です。諮問とは関係ないのですが、今、村上委員がおっしゃったように、やはり職員の認識について、全行政サービスセンターを含めて、改めてしっかりと教育していくことが重要だと思うので、しっかりと指導していただきたいと思います。
- 松井委員 今、現婦中ふれあい館長には責任はないという言い方もできますけれども、今在籍している職員に対してどのような指導をされたのか伺います。
- 婦中ふれあい館長 今回のこの営利加算の件が判明してから、営利の状況をしっかりと確認して、実際に使用される方にしっかりと説明することで、条例に沿った適正な対応をしていくように職員に指導したところです。今後につきましても当然、この案件にかかわらず、引き続き、条例、規則等に沿って運用していくように指示したところです。
- 赤星委員 婦中ふれあい館を使用した回数がそれぞれ計54

回、計 4 1 回、計 6 2 回、計 2 1 回と、かなりの回数だったのですけれども、使用申請はその都度だったのか、それとも年間でまとめて申請されていたのか、その辺がちょっと気になるのですが、どうだったのでしょうか。

婦中ふれあい館長 事前にまとめて申請書を提出していただくのではなくて、その都度申請していただき、それに対して承認することで、使用していただいています。これはどの団体に対しても同じ手続になっております。

赤星委員 私も今日の説明を聞き、議案説明資料を読みまして、特に異議はないのですけれども、今までの全ての婦中ふれあい館長に対して処分を行ったということでした。議案説明資料を読みますと、1 件目は日常生活の相談を行うものとあり、詳細までは分かりませんが、株式会社がその事業としてする行為のため、営利目的であるという判断です。ほかの 3 件はピアノ教室、英会話教室、合気道の道場としての使用で、会費や受講料を取っているのだから、何十回もの使用の中で明らかに営利目的ではないのかと本当に一度も気がつかなかったのでしょうか。

婦中ふれあい館長 過去の対応についてはそこまで存じ上げていないのですけれども、実際、申請書とそれに対する承認の書類には、営利目的であるという記載がなく、営利加算の処理をしていなかったとしか言いようがないと思います。

赤星委員 そうだとしても、実際に教室などで何十回と利用されている中で、館長が中身を知らず、一度も見たことがないということはあまり考えられないと感じています。今さら言っても仕方がないのですけれども、改めてちょっとあり得ない件だったと思ったことだけお伝えしておきます。

村上委員 富山市ホームページから富山市婦中ふれあい館使用

申請書を見ましたら、使用する施設名、使用人員、冷暖房使用、営利使用、市外利用者、土・日休日利用、付属設備使用料、使用料合計が黒枠で囲んであり、そのうち太枠内は記入しないでくださいと書いてあります。太枠内の項目については、担当者が口頭で申請者に聞くか、何かするべきではないかと思うのですが、太枠内は記入しないでくださいというのはどのような意味なのですか。

婦中ふれあい館長 太枠内は、それぞれの施設の部屋の状況に応じて記載するところですので、申請の段階では申請者は記載しない項目であります。

村上委員 そうであれば、誰が記入するのですか。

婦中ふれあい館長 職員で確認して、その申請書に対して承認書を交付する形になります。

村上委員 職員が申請書を確認して、その内容なら営利使用ではないということを判断するのでしょうか。それとも、申請書にこれ以上記載することはないでしょうかと職員が口頭で確認するのでしょうか。その辺がよく分からないのですけれども、営利使用なのかどうかを聞かなかったということでしょうか。

婦中ふれあい館長 営利使用かどうかという確認をしておりませんでした。

村上委員 それが職員の認識不足ということですか。

婦中ふれあい館長 はい。

委員長 ほかにないようですので、この程度でとどめます。これをもって議案の質疑を終結いたします。これより議案第88号から議案第91号まで、諮問第1号から諮問第4号まで、以上8件を一括して討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、議案第 88 号から議案第 91 号まで、諮問第 1 号から諮問第 4 号まで、以上 8 件を一括して採決いたします。

各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案可決・異議なしとの意見とすることに決しました。

以上で、企画管理部所管分の議案の審査を終了いたします。

企画管理部の皆さんは退室願います。

説明員が退出しますので、しばらくお待ちください。

〔企画管理部退室〕

委員長

これで、3 月定例会の当委員会に付託されました補正予算等分の議案の審査は終了いたしました。

委員各位に御相談申し上げます。

委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。

次に、包括外部監査契約締結の件の委員会付託について協議に入ります。

本件につきましては、今定例会最終日の 24 日の本会議において追加提案されることとなっております。そこで、総務環境委員会としてこの件の委員会付託についてはいかがいたしましょうか。

舎川委員

委員会付託は省略したらいいのではないのでしょうか。

委員長 ただいま委員会付託省略との御意見がありましたが、
本件については委員会付託省略とすることによろし
いでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 では、そのように決定いたします。
これをもって、令和８年３月定例会の補正予算等分
の総務環境委員会を散会いたします。